

工事成績評定実施細目

(目的)

第1 この実施細目は、立川市工事成績評定要領(平成17年4月1日行政管理部長決定。以下「評定要領」という。)第20条に基づき、監督員が行う発注工事の成績評定(以下「評定」という。)の方法等に必要な事項を定め、評定要領の適正な運用を図ることを目的とする。

(評定方法)

第2 評定要領第6条に定める主任監督員及び担当監督員が行う「基本的な技術力と成果」の評価は、評定要領に定める工事成績評定項目別評定表によるほか、別表の評定項目別判定参考例に基づき行う。

(評定内容の確認)

第3 行政管理部品質管理課長は、評定要領第12条第1項に基づき、受注者より評定の内容について説明を求められ、その内容が監督員及び検査員等の評定結果に関するものである場合は、説明を行う前に監督員及び検査員等に評定の結果、内容等について確認する。

(苦情の申立て期間等の教示)

第4 評定要領第11条に規定する工事成績評定通知書には、苦情の申立てをすることができる旨並びに苦情の申立て先及び苦情の申立てをすることができる期間を教示しなければならない。

(再苦情の申立て期間等の教示)

第5 評定要領第14条に規定する苦情申立てに対する回答書には、再苦情の申立てをすることができる旨並びに再苦情の申立て先及び再苦情の申立てをすることができる期間を教示しなければならない。

(工種が複数ある場合の工事成績評定点算出方法)

第6 工種が複数ある場合の工事成績評定点算出方法は、次の表に掲げるとおりとする。

評 定 者	工事成績評定点算出方法
検 査 員 等	工種ごとの設計金額の割合を算出し、それぞれの工種の評定点に乗じて得た数を合算して得た数を検査員等の評定点とする。
監 督 員	監督員間の協議により、評定点を算出し、当該工事に関係する課長までの決裁をとる。

附 則

この細目は、平成17年4月1日から施行し、同日以後に完了する請負工事から適用する。

附 則

この細目は、平成 18 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に完了する請負工事から適用する。

附 則

この細目は、平成 19 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に完了する請負工事から適用する。

附 則

この細目は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に完了する請負工事から適用する。

附 則

この細目は、平成 24 年 1 月 4 日から施行し、同日以後に完了する請負工事から適用する。

附 則

この細目は、平成 26 年 10 月 1 日から施行し、同日以後に契約する請負工事から適用する。

附 則

この細目は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に完了する請負工事から適用する。

附 則

この細目は、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に完了する請負工事から適用する。

別 表 評定項目別判定参考例

評定項目別判定参考例

工事成績評定項目別評定表(基本的な技術力と成果の評価)

評定項目	評価内容	A 特に優れていた模範的であった	B+ 指示がなくてもできていた	B 標準的であった	B- 全般的に、不備、不足が見られたが、最終的には改善された	C 改善指示書を発行した	監督員 チェック備考欄 (日付)
施工体制 施工体制全般	1 工事の規模、状況に応じた人員及び機械配置、資機材手配等について	☐ 難しい施工条件であったが、状況変化に応じていた	☐ 状況変化に応じていた	評価内容に関連して標準的であった、又は、軽微な不備が見られたが改善された	☐ 計画どおりの機械配置ができていなかった ☐ 資機材の手配が遅れた	評価内容に関連して、再三の改善の指示を行ったが、改善が見られないため、改善指示書を発行した	☐ (/ /)
	2 当該現場に必要な施工能力をもつ作業員及び下請負人の配置について	☐ 高度な施工能力が見られ、円滑に施工ができた	☐ 施工能力に不備がなく、円滑に施工ができた	評価内容に関連して標準的であった、又は、軽微な不備が見られたが改善された	☐ 工程の進ちょくも含め施工能力に不足があった	評価内容に関連して、再三の改善の指示を行ったが、改善が見られないため、改善指示書を発行した	☐ (/ /)
	3 建設産業廃棄物等処理状況、マニフェスト等の整理について	☐ 特に優れていた模範的であった	☐ 整理に工夫が見られた	評価内容に関連して標準的であった、又は、軽微な不備が見られたが改善された	☐ マニフェストの品目、数量、業者等の記載に不備があった(E票の提示を除く)	評価内容に関連して、再三の改善の指示を行ったが、改善が見られないため、改善指示書を発行した	☐ (/ /)
	4 施工体制台帳整理について	該当なし	☐ 常に最新状況であった	評価内容に関連して標準的であった、又は、軽微な不備が見られたが改善された	☐ 台帳が現場に常備されていなかった ☐ 台帳添付資料に不備・不足が見られた ☐ 台帳が提出されなかった	評価内容に関連して、再三の改善の指示を行ったが、改善が見られないため、改善指示書を発行した	☐ (/ /)
	5 施工体系図の掲示・提出について	該当なし	☐ 常に最新状況で掲示・提出されていた	評価内容に関連して標準的であった、又は、軽微な不備が見られたが改善された	☐ 体系図が掲示・提出されていなかった ☐ 体系図の内容に不備・不足が見られた	評価内容に関連して、再三の改善の指示を行ったが、改善が見られないため、改善指示書を発行した	☐ (/ /)
	6 工事現場の施工体制と施工体制台帳及び施工体系図の整合について	該当なし	☐ 常に最新状況であった	評価内容に関連して標準的であった、又は、軽微な不備が見られたが改善された	☐ 下請業者などの現場の作業者と整合がなかった	評価内容に関連して、再三の改善の指示を行ったが、改善が見られないため、改善指示書を発行した	☐ (/ /)
	7 建設業退職金共済制度の掛金収納書の提出について	該当なし	☐ 速やかに提出された	評価内容に関連して標準的であった、又は、軽微な不備が見られたが改善された	☐ 請負契約締結1ヶ月以内に掛金収納書が提出されなかった	評価内容に関連して、再三の改善の指示を行ったが、改善が見られないため、改善指示書を発行した	☐ (/ /)
	8 建設業退職金共済制度適用事業主工事現場の標識の掲示について	該当なし	☐ 工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示されていた	評価内容に関連して標準的であった、又は、軽微な不備が見られたが改善された	☐ 標識が掲示されていなかった	評価内容に関連して、再三の改善の指示を行ったが、改善が見られないため、改善指示書を発行した	☐ (/ /)
	9 建設業許可票の看板の掲示について	該当なし	☐ 公衆が見やすい場所に掲示されていた	評価内容に関連して標準的であった、又は、軽微な不備が見られたが改善された	☐ 看板が掲示されていなかった	評価内容に関連して、再三の改善の指示を行ったが、改善が見られないため、改善指示書を発行した	☐ (/ /)
	10 労災保険関係の成立を表す標識の掲示について	該当なし	☐ 公衆が見やすい場所に掲示されていた	評価内容に関連して標準的であった、又は、軽微な不備が見られたが改善された	☐ 標識が掲示されていなかった	評価内容に関連して、再三の改善の指示を行ったが、改善が見られないため、改善指示書を発行した	☐ (/ /)
	11 工事実績情報サービス(CORINS)への登録手続について(特記による)	該当なし	☐ 内容に不備がなかった	評価内容に関連して標準的であった、又は、軽微な不備が見られたが改善された	☐ 10日以内に登録されなかった	評価内容に関連して、再三の改善の指示を行ったが、改善が見られないため、改善指示書を発行した	☐ (/ /)
	12 指定された建設機械の低騒音・低振動型及び排出ガス対策型の使用について	該当なし	☐ 施工計画書どおりだった ☐ 書類で確認がとれた	評価内容に関連して標準的であった、又は、軽微な不備が見られたが改善された	☐ 指定外の機械を使用していた ☐ 整備不良が見られた	評価内容に関連して、再三の改善の指示を行ったが、改善が見られないため、改善指示書を発行した	☐ (/ /)
	13 東京都標準仕様書及び仕様書等に明記されている環境対策について(12.の項目を除く)	☐ 先進的な取り組みが見られた	☐ 積極的な取り組みが見られた	評価内容に関連して標準的であった、又は、軽微な不備が見られたが改善された	☐ 仕様書で求める環境対策に不備があった	評価内容に関連して、再三の改善の指示を行ったが、改善が見られないため、改善指示書を発行した	☐ (/ /)

※ 当該業務に該当しない評価内容は、評価しない。

※ 「提出」とは、受理できる内容のものを提出された時とする。

※ C評価の際は、改善指示書の発行が条件である。

評定項目別判定参考例

工事成績評定項目別評定表(基本的な技術力と成果の評価)

評定項目	評価内容	A 特に優れていた 模範的であった	B+ 指示がなくても できていた	B 標準的であった	B- 全般的に、不備、不足が 見られたが、最終的には 改善された	C 改善指示書を発行した	監督員 チェック備考欄 (日付)
施工体制 配置技術者 全般	1 現場代理人の工事現場の管理運営に必要な知識と経験について	☐ 特に優れていた模範的であった	☐ 知識と経験が豊富で、円滑に運営されていた	評価内容に関連して標準的であった、又は、軽微な不備が見られたが改善された	☐ 現場の取り締まりができていなかった(下請任せだった)	評価内容に関連して、再三の改善の指示を行ったが、改善が見られないため、改善指示書を発行した	☐ (/ /)
	2 監理技術者及び主任技術者(以下「監理技術者等」という。)の建設業法に定める職務を遂行するための必要な知識と経験について	☐ 特に優れていた模範的であった	☐ 知識と経験が豊富で、円滑に施工された	評価内容に関連して標準的であった、又は、軽微な不備が見られたが改善された	☐ 技術的な知識が不足していた(下請任せだった)	評価内容に関連して、再三の改善の指示を行ったが、改善が見られないため、改善指示書を発行した	☐ (/ /)
	3 現場代理人及び監理技術者等の契約書、設計図書、関係基準等の理解と現場への反映について	☐ 特に優れていた模範的であった	☐ 良い提案があった ☐ 適切な指摘があった	評価内容に関連して標準的であった、又は、軽微な不備が見られたが改善された	☐ 契約書、設計図書、関係基準等が守られていなかった	評価内容に関連して、再三の改善の指示を行ったが、改善が見られないため、改善指示書を発行した	☐ (/ /)
	4 監理技術者等の下請負人の施工体制、施工状況の把握と指導について	☐ 特に優れていた模範的であった	☐ 指示がなくてもできていた	評価内容に関連して標準的であった、又は、軽微な不備が見られたが改善された	☐ 施工管理ができていない(下請任せだった)	評価内容に関連して、再三の改善の指示を行ったが、改善が見られないため、改善指示書を発行した	☐ (/ /)
	5 現場代理人及び監理技術者等の監督員に対しての施工状況に関する連絡、報告等の内容及び時期について	☐ 特に優れていた模範的であった	☐ 必要な連絡や報告が速やかに行われた	評価内容に関連して標準的であった、又は、軽微な不備が見られたが改善された	☐ 必要な連絡や報告が遅れた	評価内容に関連して、再三の改善の指示を行ったが、改善が見られないため、改善指示書を発行した	☐ (/ /)
	6 現場代理人及び監理技術者等の完了検査等の検査員に対する施工内容に関する必要な説明等の対応について	☐ 資料を用意し、適切でわかりやすく説明していた	☐ 適切にわかりやすく説明していた	評価内容に関連して標準的であった、又は、軽微な不備が見られたが改善された	☐ 全体的に説明ができなかった ☐ 下請業者が説明していた(特殊工事を除く)	評価内容に関連して、再三の改善の指示を行ったが、改善が見られないため、改善指示書を発行した	☐ (/ /)
	7 設計図書で定められた技能者や施工管理技士等の資格等を証明する資料の確認について	該当なし	☐ 書類の整理に工夫が見られた	評価内容に関連して標準的であった、又は、軽微な不備が見られたが改善された	☐ 当該工種の着手前に資料の提出がなかった	評価内容に関連して、再三の改善の指示を行ったが、改善が見られないため、改善指示書を発行した	☐ (/ /)
	8 監理技術者の腕章及び監理技術者資格者証の確認について	該当なし	☐ 指示がなくても提示され確認できた	評価内容に関連して標準的であった、又は、軽微な不備が見られたが改善された	☐ 腕章を用意していなかった ☐ 資格者証を携帯していなかった	評価内容に関連して、再三の改善の指示を行ったが、改善が見られないため、改善指示書を発行した	☐ (/ /)
	9 必要とされる有資格者による作業の確認について	該当なし	☐ 書類の整理に工夫が見られた	評価内容に関連して標準的であった、又は、軽微な不備が見られたが改善された	☐ 資格が事前に確認できなかったが、現場で確認がとれた	評価内容に関連して、再三の改善の指示を行ったが、改善が見られないため、改善指示書を発行した	☐ (/ /)

※ 当該業務に該当しない評価内容は、評価しない。

※ 「提出」とは、受理できる内容のものを提出された時とする。

※ C評価の際は、改善指示書の発行が条件である。

工事成績評定項目別評定表(基本的な技術力と成果の評価)

評定項目	評価内容	A 特に優れていた 模範的であった	B+ 指示がなくても できていた	B 標準的であった	B- 全般的に、不備、不足が 見られたが、最終的には 改善された	C 改善指示書を発行した	監督員 チェック備考欄 (日付)
施工体制 対外調整	1 工事の着手、施工、完了に当り、関係官公署その他の関係機関や施設管理者等との折衝及び調整について	☐ 難しい施工条件下、適切に折衝又は調整ができていた	☐ 適切に折衝又は調整ができていた	評価内容に関連して標準的であった、又は、軽微な不備が見られたが改善された	☐ 折衝又は調整ができていなかった	評価内容に関連して、再三の改善の指示を行ったが、改善が見られないため、改善指示書を発行した	☐ (/ /)
	2 別契約の関連工事との調整について	☐ 特に優れていた模範的であった	☐ 調整されており、円滑に施工ができた	評価内容に関連して標準的であった、又は、軽微な不備が見られたが改善された	☐ 調整、進ちょく管理ができていなかった	評価内容に関連して、再三の改善の指示を行ったが、改善が見られないため、改善指示書を発行した	☐ (/ /)
	3 地域住民や施設管理者等の工事関係者以外の者との間のトラブルと広報や説明等について	☐ 難しい施工条件下、適切にトラブル等の対処ができていた	☐ トラブルなく、広報や説明ができていた	評価内容に関連して標準的であった、又は、軽微な不備が見られたが改善された	☐ 広報や説明等ができていなかった ☐ トラブルが長引いた	評価内容に関連して、再三の改善の指示を行ったが、改善が見られないため、改善指示書を発行した	☐ (/ /)
	4 苦情に対する対応について	☐ 度重なる苦情に対し、誠意のある対応で解決できた	☐ 難しい苦情に対し、誠意のある対応で解決できた	評価内容に関連して標準的であった、又は、軽微な不備が見られたが改善された	☐ 誠意のある対応をとっていなかった	評価内容に関連して、再三の改善の指示を行ったが、改善が見られないため、改善指示書を発行した	☐ (/ /)
	5 監督員への折衝経過や苦情処理の経過等の報告について	該当なし	☐ 当日中に口頭で報告された	評価内容に関連して標準的であった、又は、軽微な不備が見られたが改善された	☐ 発生から3日以上口頭報告が遅れた ☐ 報告書の提出が遅れた	評価内容に関連して、再三の改善の指示を行ったが、改善が見られないため、改善指示書を発行した	☐ (/ /)
	6 苦情処理、折衝議事等の記録について	該当なし	☐ 当日中に記録により提出された	評価内容に関連して標準的であった、又は、軽微な不備が見られたが改善された	☐ 発生から3日以上記録の提出が遅れた	評価内容に関連して、再三の改善の指示を行ったが、改善が見られないため、改善指示書を発行した	☐ (/ /)
	7 工事の着手、施工、完了に当り、関係官公署その他の関係機関への必要な届出、手続について	該当なし	☐ 指示がなくてもできていた	評価内容に関連して標準的であった、又は、軽微な不備が見られたが改善された	☐ 届出、手続きが遅れた	評価内容に関連して、再三の改善の指示を行ったが、改善が見られないため、改善指示書を発行した	☐ (/ /)
	8 定められた作業時間、作業条件等の制約について	該当なし	☐ 厳しい条件であったが、守られた	評価内容に関連して標準的であった、又は、軽微な不備が見られたが改善された	☐ 制約を守らなかった ☐ 施設管理者等から苦情があった	評価内容に関連して、再三の改善の指示を行ったが、改善が見られないため、改善指示書を発行した	☐ (/ /)

※ 当該業務に該当しない評価内容は、評価しない。

※ 「提出」とは、受理できる内容のものを提出された時とする。

※ C評価の際は、改善指示書の発行が条件である。

評定項目別判定参考例

工事成績評定項目別評定表(基本的な技術力と成果の評価)

評定項目	評価内容	A 特に優れていた 模範的であった	B+ 指示がなくても できていた	B 標準的であった	B- 全般的に、不備、不足が 見られたが、最終的には 改善された	C 改善指示書を発行した	監督員 チェック備考欄 (日付)
現場管理 安全衛生 管理	1 工事の規模と内容に応じた安全巡視、安全教育、安全点検等の安全活動について	□特に優れていた模範的であった	□指示がなくてもできていた	評価内容に関連して標準的であった、又は、軽微な不備が見られたが改善された	□施工計画等で定めた安全活動をしていなかった	評価内容に関連して、再三の改善の指示を行ったが、改善が見られないため、改善指示書を発行した	□ (/ /)
	2 工事箇所及びその周辺の地上及び地下の既設構造物、既設配管等に対して、支障をきたさないような措置について	□特に優れていた模範的であった	□指示がなくてもできていた	評価内容に関連して標準的であった、又は、軽微な不備が見られたが改善された	□必要な措置をしていなかった □措置等が不適切であった	評価内容に関連して、再三の改善の指示を行ったが、改善が見られないため、改善指示書を発行した	□ (/ /)
	3 現場内の整理・整頓について	□特に優れていた模範的であった	□常に整理・整頓がされていた	評価内容に関連して標準的であった、又は、軽微な不備が見られたが改善された	□整理・整頓をしていなかった	評価内容に関連して、再三の改善の指示を行ったが、改善が見られないため、改善指示書を発行した	□ (/ /)
	4 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置について	該当なし	□指示がなくてもできていた	評価内容に関連して標準的であった、又は、軽微な不備が見られたが改善された	□必要な措置をしていなかった □措置等が不適切であった	評価内容に関連して、再三の改善の指示を行ったが、改善が見られないため、改善指示書を発行した	□ (/ /)
	5 過積載防止について	該当なし	□過積載防止に関する内容が施工計画に記載され、現場にて過積載防止に努めた	評価内容に関連して標準的であった、又は、軽微な不備が見られたが改善された	□防止に対する配慮が不足していた	評価内容に関連して、再三の改善の指示を行ったが、改善が見られないため、改善指示書を発行した	□ (/ /)
	6 工事従事者のための休憩場所、トイレ及び喫煙所等の確保について	該当なし	□十分確保されていた	評価内容に関連して標準的であった、又は、軽微な不備が見られたが改善された	□確保をしていなかった	評価内容に関連して、再三の改善の指示を行ったが、改善が見られないため、改善指示書を発行した	□ (/ /)
	7 現場における緊急措置、防火体制等の整備について	該当なし	□見やすい場所に掲示されていた	評価内容に関連して標準的であった、又は、軽微な不備が見られたが改善された	□措置方法や体制図の整備がなかった	評価内容に関連して、再三の改善の指示を行ったが、改善が見られないため、改善指示書を発行した	□ (/ /)
	8 危険物等の保管に関し、関係法令の遵守について	該当なし	□指示がなくてもできていた	評価内容に関連して標準的であった、又は、軽微な不備が見られたが改善された	※不備があった場合は、直ちに改善指示書を発行の上、C評価とする(B-は選択できません)	評価内容に関連して、再三の改善の指示を行ったが、改善が見られないため、改善指示書を発行した	□ (/ /)
	9 指定仮設を除く足場、棧橋等の仮設物について	該当なし	□指示がなくてもできていた	評価内容に関連して標準的であった、又は、軽微な不備が見られたが改善された	□仮設物の安全対策に不備が見られた	評価内容に関連して、再三の改善の指示を行ったが、改善が見られないため、改善指示書を発行した	□ (/ /)
	10 火気の使用や溶接作業を行う際の必要な防火措置について	該当なし	□指示がなくてもできていた	評価内容に関連して標準的であった、又は、軽微な不備が見られたが改善された	□必要な防火措置をしていなかった	評価内容に関連して、再三の改善の指示を行ったが、改善が見られないため、改善指示書を発行した	□ (/ /)
	11 交通管理者との協議事項(使用許可条件を含む)の遵守について	該当なし	□現場の状況変化に応じ、必要な措置をとった	評価内容に関連して標準的であった、又は、軽微な不備が見られたが改善された	※不備があった場合は、直ちに改善指示書を発行の上、C評価とする(B-は選択できません)	評価内容に関連して、再三の改善の指示を行ったが、改善が見られないため、改善指示書を発行した	□ (/ /)
	12 材料置き場、発生材の仮置き場の管理について	該当なし	□指示がなくても管理できていた	評価内容に関連して標準的であった、又は、軽微な不備が見られたが改善された	□管理の安全対策に不備が見られた	評価内容に関連して、再三の改善の指示を行ったが、改善が見られないため、改善指示書を発行した	□ (/ /)
	13 酸欠危険場所における換気、測定等について	該当なし	□適切に換気が行われ、資格者による測定記録があった	評価内容に関連して標準的であった、又は、軽微な不備が見られたが改善された	※不備があった場合は、直ちに改善指示書を発行の上、C評価とする(B-は選択できません)	評価内容に関連して、再三の改善の指示を行ったが、改善が見られないため、改善指示書を発行した	□ (/ /)
	14 安全通路の確保、落下物の防止等の安全措置と第三者への事故防止について	□特に優れていた模範的であった	□現場の状況変化に応じ、必要な措置及び事故防止を行った	評価内容に関連して標準的であった、又は、軽微な不備が見られたが改善された	□安全措置や事故防止をしていなかった □措置等が不適切であった	□事故が発生したが、事後処理が適切であったので、不備に対し改善指示書を発行した。	□ (/ /)

※ 当該業務に該当しない評価内容は、評価しない。

※ 「提出」とは、受理できる内容のものを提出された時とする。

※ C評価の際は、改善指示書の発行が条件である。

工事成績評定項目別評定表(基本的な技術力と成果の評価)

評定項目	評価内容	A 特に優れていた 模範的であった	B+ 指示がなくても できていた	B 標準的であった	B- 全般的に、不備、不足が 見られたが、最終的には 改善された	C 改善指示書を発行した	監督員 チェック備考欄 (日付)
現場管理 工程管理	1 実施工程表の工事全般にわたった各工種と全体との整合について	☐ 綿密な計画で、工期短縮ができた	☐ 綿密な計画で、円滑に施工された	評価内容に関連して標準的であった、又は、軽微な不備が見られたが改善された	☐ 実施工程表に不足事項があった ☐ 全体の整合がとられていなかった	評価内容に関連して、再三の改善の指示を行ったが、改善が見られないため、改善指示書を発行した	☐ (/ /)
	2 状況変化への対応と工程への影響について	☐ 特に優れていた模範的であった	☐ 状況変化に適切に対応し、工程に影響がなかった	評価内容に関連して標準的であった、又は、軽微な不備が見られたが改善された	☐ 状況変化に対応していなかったため、工程に影響が出た	評価内容に関連して、再三の改善の指示を行ったが、改善が見られないため、改善指示書を発行した	☐ (/ /)
	3 別契約の関連工事との工程調整と現場作業の進捗について	☐ 特に優れていた模範的であった	☐ 工程調整が多岐にわたったが、円滑に施工された	評価内容に関連して標準的であった、又は、軽微な不備が見られたが改善された	☐ 関連工事との工程調整と現場の進捗管理ができていなかった	評価内容に関連して、再三の改善の指示を行ったが、改善が見られないため、改善指示書を発行した	☐ (/ /)
	4 実施工程表の補足として、月間又は週間工程表の作成と工程管理について	☐ 特に優れていた模範的であった	☐ 綿密な月間または週間工程表を作成し、円滑に施工された	評価内容に関連して標準的であった、又は、軽微な不備が見られたが改善された	☐ 必要な月間または週間工程表を作成しなかった	評価内容に関連して、再三の改善の指示を行ったが、改善が見られないため、改善指示書を発行した	☐ (/ /)
	5 材料検査の請求時期と必要な準備等について	該当なし	☐ 請求時期が適切で、検査準備ができていた	評価内容に関連して標準的であった、又は、軽微な不備が見られたが改善された	☐ 請求時期が遅れた ☐ 準備ができていなかった	評価内容に関連して、再三の改善の指示を行ったが、改善が見られないため、改善指示書を発行した	☐ (/ /)
	6 工程計画と各工程の完了について	該当なし	☐ 指示がなくてもできていた	評価内容に関連して標準的であった、又は、軽微な不備が見られたが改善された	☐ 施工計画時の工程計画どおりに各工程が完了しなかった	評価内容に関連して、再三の改善の指示を行ったが、改善が見られないため、改善指示書を発行した	☐ (/ /)
	7 作業時間の変更、休日等の施工を行う際の手続きについて	該当なし	☐ 指示がなくても必要な時期にできていた	評価内容に関連して標準的であった、又は、軽微な不備が見られたが改善された	☐ 事前に必要な手続きがなかった	評価内容に関連して、再三の改善の指示を行ったが、改善が見られないため、改善指示書を発行した	☐ (/ /)
	8 竣工図書の整理と工期内の提出について	該当なし	☐ 修正がなく、工期内に提出された	評価内容に関連して標準的であった、又は、軽微な不備が見られたが改善された	☐ 工期内に一部提出がなかった ☐ 工期内に修正が間に合わなかった	評価内容に関連して、再三の改善の指示を行ったが、改善が見られないため、改善指示書を発行した	☐ (/ /)

※ 当該業務に該当しない評価内容は、評価しない。

※ 「提出」とは、受理できる内容のものを提出された時とする。

※ C評価の際は、改善指示書の発行が条件である。

評定項目別判定参考例

工事成績評定項目別評定表(基本的な技術力と成果の評価)

評定項目	評価内容	A 特に優れていた 模範的であった	B+ 指示がなくても できていた	B 標準的であった	B- 全般的に、不備、不足が 見られたが、最終的には 改善された	C 改善指示書を発行した	監督員 チェック備考欄 (日付)
施工管理	1 施工計画書の設計図書、現場 状況、関係法令等の把握につ いて	☐ 特に優れてい た 模範的であった	☐ 設計の内容を 理解し、訂正等が なかった	評価内容に関連して標 準的であった、又は、 軽微な不備が見られ たが改善された	☐ 施工計画書の内容が設 計や現場、関連法令と違っ ていた	評価内容に関連して、再三の 改善の指示を行ったが、改善 が見られないため、改善指示 書を発行した	☐ (/ /)
	2 施工図の仕上げ、他工種及び 別契約の関連工事との納まり 等の検討について(対象:建 築・電気・機械)	☐ 特に優れてい た 模範的であった	☐ 施工図どおり、 仕上げ・納まりが 良かった	評価内容に関連して標 準的であった、又は、 軽微な不備が見られ たが改善された	☐ 施工図が仕上げや他工 種や関連工事と納まりを検 討していなかった	評価内容に関連して、再三の 改善の指示を行ったが、改善 が見られないため、改善指示 書を発行した	☐ (/ /)
	3 施工計画書又は施工図の内 容を変更に伴う監督員への報 告及び必要な措置について	☐ 特に優れてい た 模範的であった	☐ 直ちに報告が あり、必要な措置 ができた	評価内容に関連して標 準的であった、又は、 軽微な不備が見られ たが改善された	☐ 必要な報告又は措置が なかった	評価内容に関連して、再三の 改善の指示を行ったが、改善 が見られないため、改善指示 書を発行した	☐ (/ /)
	4 作業区域の設定の作業環境、 周辺環境や交通計画等の考 慮について	☐ 特に優れてい た 模範的であった	☐ 現場の状況に 合わせた確に考 慮がされていた	評価内容に関連して標 準的であった、又は、 軽微な不備が見られ たが改善された	☐ 作業区域の設定がな かった ☐ 配慮がなかった	評価内容に関連して、再三の 改善の指示を行ったが、改善 が見られないため、改善指示 書を発行した	☐ (/ /)
	5 施工に適した機器材、機械等 の使用について	該当なし	☐ 指示がなくても できていた	評価内容に関連して標 準的であった、又は、 軽微な不備が見られ たが改善された	☐ 適切な機材、機械を使 用していなかった	評価内容に関連して、再三の 改善の指示を行ったが、改善 が見られないため、改善指示 書を発行した	☐ (/ /)
	6 既存施設部分、工事目的物の 施工済部分の養生について (対象:建築・電気・機械)	☐ 良い養生材料 を使うなど、特段 の配慮があった	☐ 標準より良い 養生が行われて いた	評価内容に関連して標 準的であった、又は、 軽微な不備が見られ たが改善された	☐ 養生が不十分だった ☐ 十分な配慮がなく、施設 管理者等から苦情があっ た	評価内容に関連して、再三の 改善の指示を行ったが、改善 が見られないため、改善指示 書を発行した	☐ (/ /)
	7 構造物の養生について(対象: 土木、建築)	該当なし	☐ 指示がなくても できていた	評価内容に関連して標 準的であった、又は、 軽微な不備が見られ たが改善された	☐ 養生が不十分だった	評価内容に関連して、再三の 改善の指示を行ったが、改善 が見られないため、改善指示 書を発行した	☐ (/ /)
	8 設計図書の内容に関して疑義 が生じた際の監督員との協議 について	該当なし	☐ 指示がなくても できていた	評価内容に関連して標 準的であった、又は、 軽微な不備が見られ たが改善された	☐ 協議が遅れた	評価内容に関連して、再三の 改善の指示を行ったが、改善 が見られないため、改善指示 書を発行した	☐ (/ /)
	9 施工図の当該工事施工前の 提出について(対象:建築・電 気・機械)	該当なし	☐ 指示がなくても できていた	評価内容に関連して標 準的であった、又は、 軽微な不備が見られ たが改善された	☐ 施工前に提出がなかつ た	評価内容に関連して、再三の 改善の指示を行ったが、改善 が見られないため、改善指示 書を発行した	☐ (/ /)
	10 既存施設、設備、構造物等と の取合いの検討について	該当なし	☐ 指示がなくても できていた	評価内容に関連して標 準的であった、又は、 軽微な不備が見られ たが改善された	☐ 検討が十分にされてい なかった ☐ 工程に影響が出た	評価内容に関連して、再三の 改善の指示を行ったが、改善 が見られないため、改善指示 書を発行した	☐ (/ /)
	11 対象施設を利用しながらの工 事で、発生する塵埃・振動・騒 音等の低減について(対象:建 築・電気・機械)	該当なし	☐ 現場条件を十 分配慮していた	評価内容に関連して標 準的であった、又は、 軽微な不備が見られ たが改善された	☐ 必要な措置をしてい なかった ☐ 十分な配慮がなく、施設 管理者等から苦情があっ た	評価内容に関連して、再三の 改善の指示を行ったが、改善 が見られないため、改善指示 書を発行した	☐ (/ /)

※ 当該業務に該当しない評価内容は、評価しない。

※ 「提出」とは、受理できる内容のものを提出された時とする。

※ C評価の際は、改善指示書の発行が条件である。

評定項目別判定参考例

工事成績評定項目別評定表(基本的な技術力と成果の評価)

評定項目	評価内容	A 特に優れていた 模範的であった	B+ 指示がなくてもで きていた	B 標準的であった	B- 全般的に、不備、不足が 見られたが、最終的には 改善された	C 改善指示書を発行した	監督員 チェック備考欄 (日付)
施工管理 品質管理	1 施工中の品質管理について	☐ 特に優れていた 模範的であった	☐ 設計図書どおり の品質が確認で きた	評価内容に関連して標 準的であった、又は、 軽微な不備が見られ たが改善された	☐ 品質が悪く、補修の指 示が多かった	評価内容に関連して、再三の 改善の指示を行ったが、改善 が見られないため、改善指示 書を発行した	☐ (/ /)
	2 品質管理記録の作成について	☐ 特に優れていた 模範的であった	☐ 実施した項目、 方法等の記録が 整理されていた	評価内容に関連して標 準的であった、又は、 軽微な不備が見られ たが改善された	☐ 実施した項目、方法等の記 録がなかった ☐ 実施した項目、方法等の記 録を作成していなかった	評価内容に関連して、再三の 改善の指示を行ったが、改善 が見られないため、改善指示 書を発行した	☐ (/ /)
	3 不可視部分の施工の記録、工 事写真記録、見本等について	☐ 特に優れていた 模範的であった	☐ 図などコメント に工夫があった	評価内容に関連して標 準的であった、又は、 軽微な不備が見られ たが改善された	☐ 写真撮影計画どおりに 撮影していなかった ☐ 重要な箇所などの記録 が不足していた	評価内容に関連して、再三の 改善の指示を行ったが、改善 が見られないため、改善指示 書を発行した	☐ (/ /)
	4 工事記録写真の撮影方法及 び編集方法について	☐ 特に優れていた 模範的であった	☐ コメントに工夫が見 られた ☐ 施工の状況が判断 でき、見やすく編集さ れていた	評価内容に関連して標 準的であった、又は、 軽微な不備が見られ たが改善された	☐ 写真撮影計画どおりに 撮影していなかった ☐ 施工の状況がわかりづ らかった	評価内容に関連して、再三の 改善の指示を行ったが、改善 が見られないため、改善指示 書を発行した	☐ (/ /)
	5 設備の総合的な機能確認(試 験調整等)の実施及び記録の 整理について(対象:電気・機 械)	該当なし	☐ 設計図書に基 づき実施され、記 録が整理されて いた	評価内容に関連して標 準的であった、又は、 軽微な不備が見られ たが改善された	☐ 機能確認をしていなかっ た ☐ 記録の不足が多かった	評価内容に関連して、再三の 改善の指示を行ったが、改善 が見られないため、改善指示 書を発行した	☐ (/ /)
	6 材料等の保管方法について	該当なし	☐ 工事に使用するま で、破損、変質等が無 いように保管され、写 真などで確認がとれ た	評価内容に関連して標 準的であった、又は、 軽微な不備が見られ たが改善された	☐ 保管場所が不適であっ たため、材料の品質に影 響があった	評価内容に関連して、再三の 改善の指示を行ったが、改善 が見られないため、改善指示 書を発行した	☐ (/ /)
	7 材料等の搬入の証明となる資 料の整理について	該当なし	☐ 記録が整理さ れていた	評価内容に関連して標 準的であった、又は、 軽微な不備が見られ たが改善された	☐ 資料の不足が多かった ☐ 資料を作成していなかっ た	評価内容に関連して、再三の 改善の指示を行ったが、改善 が見られないため、改善指示 書を発行した	☐ (/ /)
	8 各仕様書、基準類に基づく管 理基準値の程度について	該当なし	☐ 値のばらつき が少なかった	評価内容に関連して標 準的であった、又は、 軽微な不備が見られ たが改善された	☐ 許容範囲を超え、手直し 箇所が多かった ☐ 基準値や許容範囲が不 明確だった	評価内容に関連して、再三の 改善の指示を行ったが、改善 が見られないため、改善指示 書を発行した	☐ (/ /)
	9 工事記録写真撮影計画書の 監督員への事前提出について	該当なし	☐ 指示がなくても できていた	評価内容に関連して標 準的であった、又は、 軽微な不備が見られ たが改善された	☐ 施工着手前に提出がな かった	評価内容に関連して、再三の 改善の指示を行ったが、改善 が見られないため、改善指示 書を発行した	☐ (/ /)
	10 監督員の求めがあった時の関 係書類の提出について	該当なし	☐ 速やかに提出 された	評価内容に関連して標 準的であった、又は、 軽微な不備が見られ たが改善された	☐ 書類が提出されなかつ た ☐ 書類の不備が多かった	評価内容に関連して、再三の 改善の指示を行ったが、改善 が見られないため、改善指示 書を発行した	☐ (/ /)
	11 材料等の品質及び性能を証 明する資料についての監督員 の確認について	該当なし	☐ 事前の資料に 工夫が見られた	評価内容に関連して標 準的であった、又は、 軽微な不備が見られ たが改善された	☐ 書類が提出されなかつ た	評価内容に関連して、再三の 改善の指示を行ったが、改善 が見られないため、改善指示 書を発行した	☐ (/ /)
	12 材料等の品質証明に伴う試験 の実施について	該当なし	☐ 計画どおりの試 験頻度だった	評価内容に関連して標 準的であった、又は、 軽微な不備が見られ たが改善された	☐ 一部、計画と違っていた ☐ 試験結果が許容値を超 え、手直しが多かった	評価内容に関連して、再三の 改善の指示を行ったが、改善 が見られないため、改善指示 書を発行した	☐ (/ /)
	13 納品された各製品の機能、性 能の確認について(対象:電 気・機械)	該当なし	☐ 整理に工夫が 見られ、提出され た	評価内容に関連して標 準的であった、又は、 軽微な不備が見られ たが改善された	☐ 設計図書を満たしてい なかったため、手直しが多 かった	評価内容に関連して、再三の 改善の指示を行ったが、改善 が見られないため、改善指示 書を発行した	☐ (/ /)

※ 当該業務に該当しない評価内容は、評価しない。

※ 「提出」とは、受理できる内容のものを提出された時とする。

※ C評価の際は、改善指示書の発行が条件である。

評定項目別判定参考例

工事成績評定項目別評定表(基本的な技術力と成果の評価)

評定項目	評価内容	A 特に優れていた 模範的であった	B+ 指示がなくてもで きていた	B 標準的であった	B- 全般的に、不備、不足が 見られたが、最終的には 改善された	C 改善指示書を発行した	監督員 チェック備考欄 (日付)
施工管理 出来形・ 出来ばえ	1 出来形管理図又は出来形管理表について(対象:土木)	☐ 特に優れていた模範的であった	☐ 整理に工夫が見られた	評価内容に関連して標準的であった、又は、軽微な不備が見られたが改善された	☐ 現場との整合、差異が多かった ☐ 現場との確認ができなかった	評価内容に関連して、再三の改善の指示を行ったが、改善が見られないため、改善指示書を発行した	☐ (/ /)
	2 施工確認について(対象:建築・電気・機械)	☐ 特に優れていた模範的であった	☐ 整理に工夫が見られた	評価内容に関連して標準的であった、又は、軽微な不備が見られたが改善された	☐ 現場との整合、差異が多かった ☐ 現場との確認ができなかった	評価内容に関連して、再三の改善の指示を行ったが、改善が見られないため、改善指示書を発行した	
	3 出来形測定において、不可視部分の記録簿確認について	☐ 特に優れていた模範的であった	☐ コメント等で丁寧に整理されていた	評価内容に関連して標準的であった、又は、軽微な不備が見られたが改善された	☐ 写真撮影計画どおりの写真がなかった ☐ 不足箇所が多かった	評価内容に関連して、再三の改善の指示を行ったが、改善が見られないため、改善指示書を発行した	☐ (/ /)
	4 取合いや端部の納まり(既存部分との取合いを含む。)や端部までの仕上りについて	☐ 特に優れていた模範的であった	☐ 納まり、端部処理について必要な調整・検討がなされていた。又は、きれいだっ	評価内容に関連して標準的であった、又は、軽微な不備が見られたが改善された	☐ 納まり、端部の仕上がりが雑であった ☐ 手直し箇所が多かった	評価内容に関連して、再三の改善の指示を行ったが、改善が見られないため、改善指示書を発行した	☐ (/ /)
	5 別契約の関連工事との調整と全体的な仕上げについて	☐ 特に優れていた模範的であった	☐ 関連工事が多かったが、必要な調整ができ、仕上がりが良かった	評価内容に関連して標準的であった、又は、軽微な不備が見られたが改善された	☐ 必要な調整ができていないため、仕上がりに影響があった	評価内容に関連して、再三の改善の指示を行ったが、改善が見られないため、改善指示書を発行した	☐ (/ /)
	6 仕上がりの状態と色むら等について	該当なし	☐ 色むら等がなく、全体的な美観や使い勝手に対する配慮がなされていた	評価内容に関連して標準的であった、又は、軽微な不備が見られたが改善された	☐ 仕上がりが雑であったため、手直し箇所が多かった	評価内容に関連して、再三の改善の指示を行ったが、改善が見られないため、改善指示書を発行した	☐ (/ /)
	7 工事目的物(出来形)の形状、寸法、性能、機能について	該当なし	☐ 設計値、又は、規定値を満足し、ばらつきが少なかった	評価内容に関連して標準的であった、又は、軽微な不備が見られたが改善された	☐ 形状、性能等が設計値、又は、規格値と違っていたため、手直しが多かった	評価内容に関連して、再三の改善の指示を行ったが、改善が見られないため、改善指示書を発行した	☐ (/ /)
	8 操作制御関係が所定の機能を有したうえで、必要な安全装置の機能の確認について(対象:電気・機械)	該当なし	☐ 機能確認の書類に工夫が見られた	評価内容に関連して標準的であった、又は、軽微な不備が見られたが改善された	☐ 機能確認ができていなかった ☐ 写真などで確認ができていなかった	評価内容に関連して、再三の改善の指示を行ったが、改善が見られないため、改善指示書を発行した	☐ (/ /)

※ 当該業務に該当しない評価内容は、評価しない。

※ 「提出」とは、受理できる内容のものを提出された時とする。

※ C評価の際は、改善指示書の発行が条件である。